

「文化」の定義について

▼（仮称）草津市文化振興条例に定める「文化」の定義（案）

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーションおよび電子機器等を利用したもの。）その他の芸術、伝統芸能および芸能、有形および無形の文化財、衣食住に関わる生活文化ならびに地域固有の伝統工芸および民俗芸能等。

▼他市事例等

関連法、県条例が定める文化施策の対象

国／県	対象
国	芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術 メディア芸術：映画、漫画、アニメーションおよびコンピューターその他の電子機器等を利用した芸術 伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能 芸能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能 生活文化：茶道、華道、書道その他の生活に係る文化、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）および出版物（出版物およびレコード） 文化財等：有形および無形の文化財並びにその保存技術
滋賀県	芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術 メディア芸術：映画、漫画、アニメーションおよびコンピューターその他の電子機器等を利用した芸術 文化的資産：歴史、風土等に培われてきた有形および無形の文化財その他の地域において継承されてきた文化的資産 魅力ある風景：人々の生活とともに形成されてきた滋賀の魅力ある風景

先進自治体の文化の定義

自治体	定義
近江八幡市	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術(映画、漫画、アニメーションおよび電子機器等を利用したもの。)等の芸術、地域において継承されてきた文化的資産(有形および無形の文化財、生活文化等)、人々の生活とともに形成されてきた魅力ある風景等をいう。
高松市	文学、音楽、美術、写真、映像、書道、演劇、舞踊、建築、デザインその他の芸術、茶道および華道をはじめとする生活文化並びに有形および無形の文化財、地域固有の伝統工芸および民俗芸能その他の伝統文化をいう。
堺市	音楽、美術、写真、演劇、舞踊、文学、映画等のメディア芸術、芸能、伝統芸能(能、狂言その他の我が国古来の伝統的な芸能をいう。)、茶道、華道、書道その他これらに類するものをいう。

